平成２９年（フ）第３０５号
大分市大字下原456番地の２
債務者　奈須トミ子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７１号
長野県茅野市宮川5000番地　市住Ａ棟609号
債務者　近藤　義実
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第７３号
長野県諏訪郡原村17217番地1699
債務者　古橋　睦之
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第３１号
京都府亀岡市荒塚町２丁目９番11号　シエロガーデン402号、前住所京都府亀岡市篠町王子唐櫃越１番地103
債務者　中瀬　正彦
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
京都府亀岡市下矢田町２丁目33番１号　府営下矢田団地１棟104号、前住所京都府亀岡市下矢田町２丁目２番10号
債務者　鴨井機械こと　鴨井　久惠
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
京都府亀岡市下矢田町２丁目33番１号　府営下矢田団地１棟104号、前住所京都府亀岡市下矢田町２丁目２番10号
債務者　鴨井　英明
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第７９５号
神戸市兵庫区上沢通７丁目２番12―401号
債務者　ＡＤＰこと　道原　　朗
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１７号
神戸市須磨区多井畑南町10番地の２　ディアス須磨山手Ｄ203、従前の住所神戸市北区君影町１丁目１番８―402号
債務者　川本　東吾
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３２号
神戸市兵庫区神明町１番24号　ラ・メール神戸２－Ｅ、従前の住所神戸市中央区浜辺通６丁目２番21―309号
債務者　山本　愛美
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３９号
神戸市中央区熊内町８丁目２番10号　メゾン熊内台105
債務者　竹詰　亜紀
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４６号
兵庫県三田市けやき台４丁目24番地10
債務者　前川　正子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目５番14―206号
債務者　根元　直道
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７５号
兵庫県芦屋市平田北町４番29号
債務者　春山　朝子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３８号
長崎県長崎市石神町32番21号
債務者　佐藤　**康**則
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７８号
大分市大字政所2321番地（青楓館別館２階）
債務者　山内　裕子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
宮崎県日南市南郷町中村甲671番地１
債務者　斎藤　由貴
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
宮崎地方裁判所日南支部